

令和4年2月18日

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により、建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定する。

周南市長 藤井律子



記

### 1 中間検査を行う区域

周南市の区域

### 2 中間検査を行う期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、同日までに法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請（以下「確認申請」という。）が行われた建築物については、同日後においても、中間検査を行うものとする。

### 3 中間検査を行う建築物

令和4年4月1日から令和7年3月31日の間に確認申請が行われた建築物（法第7条の3第1項第1号に規定する工程をその工事に含む建築物、法第85条第5項の規定により市長が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めた建築物、同条第6項の規定により市長が安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認めた建築物並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第10条第一号に掲げる建築物を除く。）のうち、1の建築物の新築に係る部分が次のいずれかに該当するものについて、中間検査を行う。

（1） 分譲を目的とする住宅

（2） 主要構造部が木造である住宅（地階を除く階数が3であるものに限る。）

(3) 主要構造部が鉄骨造であって、地階を除く階数が3以下で、かつ、延べ面積が300平方メートル以上1,000平方メートル以下の建築物(テント倉庫建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件(平成14年国土交通省告示第667号)に規定するテント倉庫建築物を除く。)

#### 4 特定工程

- (1) 木造の建築物にあっては、柱、はり及び小屋組の建て方工事(枠組壁工法の木造建築物にあっては、耐力壁及び小屋組の建て方工事)
- (2) 鉄骨造の建築物にあっては、1階部分の鉄骨の建て方工事
- (3) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあっては、2階の床(地階を除く階数が1である建築物にあっては、屋根)及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事
- (4) (1)から(3)までに規定する建築物以外の建築物にあっては、2階の床(地階を除く階数が1である建築物にあっては、屋根)及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事

#### 5 特定工程後の工程

- (1) 木造の建築物にあっては、壁の内外装工事
- (2) 鉄骨造の建築物にあっては、特定工程に係る部分を覆う工事
- (3) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあっては、2階の床(地階を除く階数が1である建築物にあっては、屋根)及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事
- (4) (1)から(3)までに規定する建築物以外の建築物にあっては、2階の床(地階を除く階数が1である建築物にあっては、屋根)及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事